

災害時用備蓄食料をフードバンク活動団体等に提供します！

農林水産省は、備蓄の役割を終えた災害時用備蓄食料について有効活用を図り、食品ロスを削減するため、フードバンク活動団体等に提供することとし、12月18日（金曜日）14時からフードバンク活動団体への食品のお渡しを予定しています。

1. 概要

農林水産省では、災害時に非常時優先業務が実施できるように、食料の備蓄を行っています。一昨年度まで、これらの災害時用備蓄食料を更新する際には、その役割を終えたものとして廃棄していました。

昨年10月の食品ロス削減推進法の施行、本年3月の同法に基づく基本方針の閣議決定など、食品ロス削減に向けた機運が高まっていることを踏まえ、昨年を引き続き、更新に伴って備蓄の役割を終えた食品をフードバンク活動団体等に提供します。

2. 提供内容・提供先

提供内容及び提供先は以下のとおりです。本年11月に、フードバンク活動団体等に対して活用要望調査を行い、提供先を決定しました。

提供品目	賞味期限	個数	提供先（3団体に提供）
やわらかご飯 (内容量 280g)	2021 年 2 月 28 日	3,420 食	・ NPO 法人 FUKUSHIMA いのちの水
カロリーメイト (2本セット)	2020 年 12 月 20 日	2,500 食	・ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 ・ NPO 法人日本もったいない食品センター
缶詰（果物） (内容量 295g)	2020 年 10 月 6 日	96 食	・ NPO 法人 FUKUSHIMA いのちの水 ・ NPO 法人日本もったいない食品センター

3. 賞味期限の正しい理解の促進について

賞味期限は、食べられなくなる期限ではなく、おいしく食べることができる期限であり、定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。

今回提供を行う災害時用備蓄食料のうち、缶詰については賞味期限を超過していますが、賞味期限を超過した場合でも、全ての食品が直ちに食べられなくなるものではありません。その見た目や臭い等により、五感で個別に食べられるかどうかを判断すること等により、食品の無駄な廃棄を減らしていくことも重要です。

消費者の皆様におかれましても、このような賞味期限の意味をご理解いただき、例えば、食品を購入する際に、商品棚の手前から取ることや、賞味期限の近い食品の見切り販売の利用等について、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

4. 取材について

12月18日（金曜日）14時に、農林水産省南別館駐車場において、フードバンク活動団体への食品のお渡しを予定しています。

取材を希望される方は、事前に場所等を御連絡しますので、12月17日（木曜日）15時までに、以下の申込先に、以下の内容を記載の上で電子メールにてお申し込みください。

<申込先>

食料産業局バイオマス循環資源課食品ロス削減・リサイクル班

電子メール loss-non@maff.go.jp

<申込内容> (ア)氏名、(イ)所属、(ウ)連絡先（電話、メールアドレス）、(エ)カメラの有無

なお、当日は、記者証を持参の上、腕章を着用し、担当者の指示に従ってください。また、都合により、予定が変更されることがありますので、あらかじめ御了承願います。



・災害時用備蓄食料について

大臣官房参事官（経理）

担当者：仁科、平野

代表：03-3502-8111（内線 3311）

ダイヤルイン：03-6744-2474

FAX：03-3502-4177

・食品ロス削減について

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

担当者：岸田、野田、高野

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

FAX 番号：03-6738-6552